

平成 3 0 年度第 3 回

十和田市農業委員会総会議事録

期日 平成 3 0 年 6 月 1 5 日

場所 十和田市役所議会会議室

平成30年度第3回十和田市農業委員会総会

1. 場 所 十和田市役所議会会議室

2. 開 会 日 時 平成30年6月15日(金) 午後2時00分

3. 閉 会 日 時 平成30年6月15日(金) 午後2時42分

4. 出席農業委員(17名)

1番	野月弘行君	2番	小田正喜君
3番	外山康仁君	4番	小笠原和男君
5番	箕輪展忠君	6番	竹浦寿広君
7番	野崎さち子君	8番	中野渡稔君
9番	北上稔君	10番	國分弘志君
11番	甲田稔君	12番	豊川洋人君
13番	小川正孝君	14番	新屋敷より子君
16番	中野均君	17番	米田一典君
19番	力石堅太郎君		

5. 欠席農業委員(2名)

15番	杉山秀明君	18番	山崎誠一君
-----	-------	-----	-------

6. 出席農地利用最適化推進委員(11名)

旧十和田湖町	白山雄治郎君	旧十和田湖町	中屋敷鉄男君
三本木	山端敏行君	四和	根岸始君
深持	下久保トキ子君	切田	若沢弘幸君
切田	中川原彰造君	大深内	工藤武彦君
伝法寺	小笠原秋彦君	東部	山端至誠君
六日町	竹ヶ原竹夫君		

## 7. 欠席農地利用最適化推進委員（3名）

三本木 関川 明君 大深内 立崎 和寿君  
藤坂 松田 賢志君

## 8. 会議に付した案件

報告第14号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について  
報告第15号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について  
報告第16号 農地の転用事実に関する照会について  
報告第17号 農地等の現況について（裁判所）  
報告第18号 農用地利用配分計画の認可について  
報告第19号 農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて  
議案第13号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について  
議案第14号 公売買受適格者の証明について  
議案第15号 十和田市農用地利用集積計画の決定について  
議案第16号 農地法第4条第1項の規定に基づく事業計画変更承認に係る意見について  
議案第17号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第18号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について  
議案第19号 平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について

## 9. 議事録署名委員

5番 箕輪 展忠君 6番 竹浦 寿広君

## 10. 会議事件の説明及び職務のため出席した職員

事務局長	市澤 新吾	事務局次長	高橋 克彦
事務局農地係長	越田 守	事務局振興係長	根岸 優一
事務局主任主査	野月 明久	事務局主任主査	山崎 和也
事務局主任主査	椛木 信人	事務局主任主査	吉田 武範

1 1. 書 記

事務局主任主査 山 崎 和 也

議長（力石堅太郎君）本日の欠席通告者は、15番 杉山 秀明 委員、18番 山崎 誠一 委員です。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立いたしました。只今より、平成30年6月6日に告示招集いたしました平成30年度第3回十和田市農業委員会総会を開会いたします。

議長（力石堅太郎君）これより本日の会議を開きます。はじめに、議事録署名委員の指名を行います。お諮りいたします。議事録署名委員は議長において指名することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、議長より指名いたします。5番 箕輪 展忠 委員、6番 竹浦 寿広 委員を指名いたします。

議長（力石堅太郎君）会議書記には 山崎 和也 君を、参与には事務局長以下各職員を任命いたします。

議長（力石堅太郎君）次に、会期の決定を行います。お諮りいたします。総会の会期は本日1日限りとしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認め、総会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に報告第14号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）1ページをお願いします。報告第14号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について。農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告する件です。2ページから3ページになります。2ページです。今回は7件で、全て合意解約によるものです。21番は自ら耕作するものです。22番から24番は、借人が同一人です。22番は、33ページ50番、23番は、34ページ51番、24番は、36ページ60番で農地中間管理事業による貸借があります。25番は、45ページ21番で、5条による転用申請があります。3ページです。26番と27番は、借人が同一人で、今後貸借を予定しています。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第14号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第15号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）4ページをお願いします。報告第15号、農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について。農地法施行規則第21条の規定により、別紙のとおり相続等による権利取得の届出書を受理したので報告する件です。5ページから8ページになります。今回は11件で、全て相続による取得です。あっせん等の希望はありません。5ページです。27番は、一部の現況が宅地、その他は自ら耕作するものです。28番と6ページ29番は、自ら耕作するものです。7ページです。30番と31番は、一部貸借中、その他は自ら耕作するものです。32番は、一部の現況が宅地、その他は農地として管理するものです。33番は、自ら耕作するものです。8ページです。34番は、貸借予定です。35番は、一部を自ら耕作、その他は貸借中です。36番は、自ら耕作するものです。37番は、貸借中です。なお、相続を受けた農地の一部が、農地以外の用途になっているものについては、今後分筆及び地目変更等の指導をしていきたいと思えます。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第15号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第16号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）9ページをお願いいたします。報告第16号、農地の転用事実に関する照会について。青森地方法務局十和田支局から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。10ページをお願いします。今回の照会件数は7件13筆で、現地調査は6月6日に実施し、法務局への回答は6月11日に行っております。10番は、県立三本木高等学校グラウンド西北の交差点から北に約250メートル進んだ路地を東に40メートル進んだ地点の道路の南側です。申請地には、昭和46年及び昭和60年に建築された貸家がそれぞれ1棟建っていることから、非農地と回答しました。11番の①から③は隣接地で、国道102号沿いにある株式会社大道工業から北に約70メートル進んだ地点の路地を西北に約30メートル進んだ道路の突き当りです。申請地には、3筆にまたがる形で昭和48年建築の住宅及

び物置が建っていることから、非農地と回答しました。12番の①と②は隣接地で、県道上野十和田線沿いの有限会社東奥商事から南に約150メートル進んだ地点の道路の西側です。申請地は、現在更地となっているものの、昭和46年に住宅建築を目的に5条許可を受け、水道蛇口が残っており、かつて住宅があったものと思われることから非農地と回答しました。13番の①と②は隣接地で、大深内中学校から北に約120メートル進んだ地点です。申請地は、昭和53年に山林から畑へ地目変更されており、その後平成8年に申請者が売買により取得したものです。南から北にかけてかなりの高低差がありますが、一部平らな部分もあり農地として利用されていた事実はあると想像されますが、現在はかなりの部分に雑木が繁茂しており山林の状況を呈しています。よって、農地の現況は非農地の判断になりましたが、登記申請書では、地目変更後の地目は原野となっており、山林が適当と思われることから非農地(山林)と回答しました。なお、申請地は、農振農用地区域に指定されていますが、申請者は農振除外を行わずに地目変更申請を行ったものであり、この旨は、法務局及び農林畜産課へ連絡済みです。14番は、森田野ふれあいセンターから西に約60メートル進んだ地点の道路の南側です。申請地の西側には、国の水路が流れており、申請地は排水路となっていることから、非農地と回答しました。なお、申請地は、農振農用地区域に指定されていますが、水路は農振法上農業用施設に該当することから、農振除外等の手続きは不要となっています。15番は、仙ノ沢集落の外れから西に約2キロメートル進んだ地点です。申請地は、20年以上前から耕作されておらず、自然に木が生え雑木林となっていることから、非農地と回答しました。16番の①と②は、十和田湖小中学校から西側へ直線距離で約220メートルの地点で、③は、同小中学校から東側へ直線距離で約270メートルの地点です。①と③は、相当長期間耕作されておらず雑木林となっており、②には平成9年に建築された農作業小屋が建っていることから、いずれも非農地と回答しました。以上です。

議 長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第16号を報告済みといたします。

議 長（力石堅太郎君）次に報告第17号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）11ページをお願いいたします。報告第17号、農地等の現況について、裁判所。青森地方裁判所八戸支部から別紙土地の現況について照会があったので、現地調査等の結果に基づき別紙のとおり回答したので報告する件です。12ページです。今回の照会件数は1件4筆で、現地調査は6月6日に実施し、裁判所への回答は6月11日に行っております。1番の①は、豊川集会場から西に約830メートル進み、夏間木に分かれる交差点を西に約150メートル進ん

だ地点の道路の南側です。照会の場所は、耕起されており、農地として適切に管理されていることから、農地と回答しました。②から④は隣接地で、①の場所から北東方向に道なりに約580メートル進んだ地点の道路の南側です。照会の場所は、牧草が作付されており農地と回答しました。なお、①から④は、基盤法による賃借権が設定されており、期間は、平成26年8月25日から平成41年8月24日までとなっております。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第17号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第18号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君）13ページをお願いします。報告第18号、農用地利用配分計画の認可について。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定に基づき、農用地利用配分計画の認可について、別紙のとおり青森県知事から通知があったので報告する件です。今回の報告案件は、3月20日開催の平成29年度第13回総会、議案第90号で、農用地利用集積計画の決定の承認をいただいたものについて、5月23日付で県知事から配分計画の認可があったものです。利用権を設定する者は、すべて中間管理機構である、公益社団法人あおもり農林業支援センターです。14ページをお願いします。賃借権は、14ページから18ページで、20件、50筆、125,265平方メートルです。このうち、新規の設定は、17件、36筆、102,541平方メートル、再設定は、3件、14筆、22,724平方メートルです。貸借期間は、3年が16ページの118番と18ページの128番の2件、5年が14ページの111番、15ページの114番と115番の3件、7年が18ページの127番と129番の2件、このほかの13件は、10年になります。19ページをお願いいたします。使用貸借による権利は、3件、9筆、28,532平方メートルで、全て新規の設定です。貸借期間は、10年が6番の1件で、このほか2件は15年です。以上です。

議長（力石堅太郎君）報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。よって報告第18号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君）次に報告第19号について事務局から報告をいたします。

事務局長（市澤新吾君） 20ページをお願いします。報告第19号、農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分の取消しについて。農地法第3条第1項の規定に基づく許可処分について、別紙のとおり当事者による取消し願いの提出があったので報告する件です。21ページから22ページまでになります。この件は、平成29年1月17日開催の平成28年度第10回総会、議案第55号で許可されたものですが、平成30年5月11日付けで取消し願いが提出されました。取消理由は、譲渡人の都合によるものです。以上です。

議長（力石堅太郎君） 報告について、意見ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君） なしと認めます。よって報告第19号を報告済みといたします。

議長（力石堅太郎君） ここからは議案に入ります。今月担当した農用地利用調査班は第2班で、調査員は豊川班長、小田委員、中野渡委員の3名です。6月6日に現地調査及び市役所新館4階会議室での聴取調査を行っております。

議長（力石堅太郎君） 次に議案第13号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君） 23ページをお願いします。議案第13号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について。農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので審議を求める件です。

議長（力石堅太郎君） 許可申請に係る現地調査と聴取調査の結果について報告願います。12番 豊川 洋人 委員、お願いいたします。

報告委員（豊川洋人君） それでは、第3条の許可に関する報告をいたします。今回の3条申請は合計14件で、このうち所有権移転が5件、賃借権設定が9件となっています。まず、所有権移転ですが、24ページの申請番号31番と32番は相手方要望による売買です。申請番号33番から35番までは贈与で、33番は親から子へ、34番は弟から兄へ、35番は知人へ贈与します。25ページからは賃借権の設定で、申請番号54番から26ページの62番までは、すべて労力不足により賃貸借を行います。以上について、現地確認と写真での確認の結果、申請地はすべて農地として管理されており、また、申請書は適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君） 豊川委員、ご苦労様でした。事務局から提出議案の内容を説明

いたします。

事務局長（市澤新吾君）調査員報告の内容について、補足的に説明をします。25ページをお願いします。55番と58番の借人は、同一人です。56番と57番の借人は、同一人です。所有権移転の31番から35番まで及び賃借権の54番から62番までの、農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第13号は許可することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第14号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）27ページをお願いします。議案第14号、公売買受適格者の証明について。農地法第3条の適用を受ける土地について、別紙のとおり農地等の買受適格証明願いの提出があったので、審議を求める。なお、当該適格者が最高価買受申出人等となり、農地法第3条第1項の規定に基づく許可申請書を提出したときは、証明書の交付時と事情が異なる場合を除き許可するものとする件です。28ページをお願いいたします。今回証明願いのあった農地は、平成29年10月11日に十和田市に農地回答しており、10月16日開催の平成29年度第8回総会、報告第36号で報告したものです。公売の公告は平成30年4月25日、入札日時は平成30年6月26日午前10時から午前10時5分、開札日時は平成30年6月26日午前10時5分、売却決定日時は平成30年7月3日午前10時です。申請者は、経営拡張のため買受を希望するものです。農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元の調査書のとおりで該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (力石堅太郎君) なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 (力石堅太郎君) ご異議なしと認めます。よって議案第14号は承認することに決定いたしました。

議長 (力石堅太郎君) 次に議案第15号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長 (市澤新吾君) 29ページをお願いします。議案第15号、十和田市農用地利用集積計画の決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農地中間管理機構に係る農用地利用集積計画の作成について、別紙のとおり十和田市長から依頼があったので、農業委員会の意見を求める件です。30ページをお願いいたします。利用権の設定を受ける者は、全て農地中間管理機構である公益社団法人あおもり農林業支援センターです。賃借権の設定は、30ページから36ページで、26件、51筆、159, 561平方メートルです。利用権設定期間は、1年が31ページ39番の1件。5年が30ページ35番、31ページ42番、32ページ43番、36ページ59番の4件。15年が34ページ54番の1件。その他の20件は、10年になります。経営転換協力金の対象は、33ページ48番です。また、耕作者集積協力金の対象は、32ページ44番、33ページ49番、34ページ54番です。33ページ50番は、一部が2ページ22番で合意解約したものです。34ページ51番は、2ページ23番で、36ページ60番は、2ページ24番で、それぞれ合意解約したものです。37ページをお願いいたします。使用貸借による権利は、37ページから38ページで、6件、25筆、39, 540平方メートルです。利用権設定期間は、5年が5番、6番、7番の3件。その他の3件が10年になります。耕作者集積協力金の対象は、37ページ8番、38ページ9番と10番です。以上です。

議長 (力石堅太郎君) これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 (力石堅太郎君) なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第15号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第16号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）39ページをお願いします。議案第16号、農地法第4条第1項の規定に基づく事業計画変更承認に係る意見について。農地法第4条第1項の規定により、許可した農地転用事業について、別紙のとおり農地転用事業計画変更承認申請があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。40ページをお願いします。この件は、平成28年6月14日開催の平成28年度第3回総会、議案第19号で、貸家建築3棟に係る事業計画が承認され、平成28年7月7日指令第1471号で許可されたものですが、平成30年5月21日付けで事業計画変更申請が提出されました。変更理由は、建物の設計の変更や通路等の配置を検討した結果、貸家3棟の建築が困難になったことから、貸家2棟に変更するものです。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第17号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）41ページをお願いします。議案第17号、農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第4条第2項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。2番 小田 正喜 委員、お願いします。

報告委員（小田正喜君）それでは、第4条の農地転用に関する報告をいたします。第4条の農地転用は、今月は2件です。申請番号2番の転用事由は、貸駐車場の整備です。申請地に隣接して既存の駐車場があるのですが、その駐車場が手狭なことから、駐車場所所有者から申請地を駐車場として貸してほしいとの要望があったため、申請者が事業者となって15台分の貸駐車場を整備するものです。申請番号3番は、自己住宅の建築です。申請者は申請地の隣に住宅を所有し居住していますが、現在住んでいる住宅が老朽化し、また両親が亡くなり一人で住むには広すぎることから、申請地に新たに住宅を建てたいというものです。なお、現在住んでいる住宅は転用許可後に貸家にする意向です。農地区分につきましては、申請番号2番は、都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号3番は、第1種農地に該当しますが、集落に接続して設置される施設であることから、不許可の例外となります。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げ、報告といたします。

議長（力石堅太郎君）小田委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（市澤新吾君）調査員報告の内容について、補足的に説明します。42ページです。2番の場所は、吉田管財十和田営業所の東側です。3番の場所は、青森銀行北園出張所の東側の道路を北に向かい、稲生川を渡ってすぐの交差点を西に約60メートル進んだ地点の道路の北側です。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第17号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第18号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）43ページをお願いします。議案第18号、農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について。農地法第5条第3項の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するための意見を求める件です。

議長（力石堅太郎君）許可申請に係る現地調査及び聴取調査の結果について報告願います。8番 中野渡 稔 委員、お願いします。

報告委員（中野渡稔君）それでは、第5条の農地転用に関する報告をいたします。第5条の農地転用は、今月は7件です。申請番号16番の転用事由は、自己住宅及び車庫の建築です。農地を買い受けて、住宅と車庫を各1棟建築するものです。申請番号17番から20番までは住宅のみの建築で、これら4件も、すべて農地を買い受けて住宅を建築しますが、19番のみ非農地を併用する計画です。住宅建築の理由としては、借家住まいの解消、または、分家のためとなっています。次に申請番号21番ですが、転用事由は老人福祉施設の建築です。申請地の隣地には譲受人が運営する保育園があり、保育園の隣接地に老人福祉施設を整備することにより、幼児と高齢者が容易に触れ合うことができることから、申請地を選定したとのことです。申請番号22番は、重機置き場及び駐車場の整備です。譲受人が農地を買い受けて重機置き場等を整備したのち、譲受人の経営する建設会社に貸し付ける計画となっています。次に農地区分についてですが、申請番号16番から20番までは、都市計画法の用途地域内であり、第3種農地に該当します。申請番号21番は、申請地付近に教育・医療施設が二つ以上あり、かつ、沿道に水道及び下水道が通っていることから、市街地傾向が著しい地域として第3種農地に該当します。申請番号22番は、農用地区域内にある農地以外の農地であり、いずれの要件にも該当しない農地として、第2種農地の、その他の農地に該当します。以上、現地調査と聴取調査の結果、申請地は、農地転用の要件を満たしており、また申請内容に対して適当と認められますので、委員の皆様の審議をお願い申し上げます。

議長（力石堅太郎君）中野渡委員、ご苦労様です。事務局から提出議案の内容を説明いたします。

事務局長（市澤新吾君）調査員報告の内容について、補足的に説明します。44ページです。16番の場所は、ローソン十和田東二十三番町の東側道路を南へ約300メートル進んだ十字路を、西へ約100メートル進み突き当りを南に約25メートル進んだ道路の西側です。17番の場所は、同じくローソン十和田東二十三番町の東側道路を南へ約300メートル進んだ十字路から東へ約130メートル進んだ地点の丁字路を南に約320メートル進んだ道路の東側です。18番の場所は、17番の東側の隣接地です。19番の場所は、市立西小学校北側の国道1

02号を十和田湖方面に約150メートル進んだ地点の丁字路を北へ約230メートル、西へ40メートル進んだ道路の南側です。20番の場所は、同じく市立西小学校北側の国道102号を十和田湖方面に約150メートル進んだ地点の丁字路を北へ約210メートル進んだ道路の西側です。45ページです。21番の場所は、社会福祉法人生きがい十和田わんぱく広場保育園の東側で、一部が2ページ25番で合意解約したものです。22番の場所は、市立東中学校北側の道路を東に約140メートル進んだ道路の北側です。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり許可相当とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第18号は許可相当とすることに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）次に議案第19号を上程いたします。事務局から提案理由の説明をいたします。

事務局長（市澤新吾君）46ページをお願いします。議案第19号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価及び平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画について。農林水産省経営局農地政策課長通知（平成28年3月4日付27経営第2933号）に基づき別紙のとおり農業委員会活動の点検・評価及び活動計画の決定について承認を求める件です。この件につきましては、5月の総会後の全員協議会で皆様にお示ししましたが、その後、農業委員及び農地利用最適化推進委員の意見を聞いて、本日の総会に提案することになりました。47ページをお願いします。皆様からの意見を踏まえ、追加した部分及び修正した部分のみを説明します。始めに修正した部分ですが、47ページ及び55ページのローマ数字のⅠ、農業委員会の状況、平成30年3月末現在、と有りますが、現在日が平成30年4月1日現在から平成30年3月末現在に様式が変更となり、修正しました。平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）は、47ページから54ページまでで、53ページまでの修正は有りませんので、説明は省略させていただきます。54ページをお願いします。ローマ数字のⅦ、地域農業者からの主な要望・意見及び対処内容です。農地利用最適化等に関する事務への要望・意見です。①担い手への農地の利用集積・集約化について、引き続き活動が必要であり、また、高

齢化が進み、農業人口の減少が予想されている現状について、複数年にわたり話し合いが必要と思います。②遊休農地の解消について、昨年から農地利用最適化推進委員が加わり、現地巡回・利用意向調査等、何度も話し合いに歩き、効果が出ています。今後も継続した活動が必要だと思います。③遊休農地や不耕作地を作らないための予防措置が必要だと思います。対処内容については、①について、農地の出し手の情報提供を図りながら、担い手の確保・育成のため、新規参入の支援活動、農業後継者の結婚対策に努める。②について、引き続き農業委員、農地利用最適化推進委員の連携により、現地巡回・利用意向調査を行い、遊休農地解消に向けて啓発と是正指導を進める。③について、現地巡回を進めるとともに、広報誌等での広報活動を強化し広く周知を進めていく。農地法等によりその権限に属された事務に対する要望・意見はありませんでした。55ページから57ページをお願いします。平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）については変更がないので、説明は省略させていただきます。以上です。

議長（力石堅太郎君）これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）なしと認めます。お諮りいたします。本件を原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（力石堅太郎君）ご異議なしと認めます。よって議案第19号は承認することに決定いたしました。

議長（力石堅太郎君）以上で今総会に付議されました議事は全て終了いたしました。これをもちまして、平成30年度第3回十和田市農業委員会総会を閉会いたします。誠にご苦勞様でした。

————— 閉会 午後2時42分 —————